

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッションの募集要項等の公表等について

令和7年1月23日

交通政策課

鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッション（以下「第2期事業」）では、「鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例」に基づき、選定事業者を公募の方法によって選定することを予定しています。

現在、第2期事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（PFI法）第7条に基づく特定事業の選定及び同法第8条に基づく民間事業者の選定等（募集要項等の公表）に向けた手続きを進めていますので、その概要を報告します。なお、第2期事業に関する情報は、県ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/313447.htm>）に掲載します。

1 特定事業の選定（VFMの試算を含む）

令和6年8月1日に公表した「第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等実施方針」に基づく事業内容について、PFI法第11条第1項の規定に基づきPFI事業として実施することの定量的評価及び定性的評価を行い、特定事業を選定するとともに、令和7年2月3日にその結果を公表する。

- 定量的評価：第2期事業を県が自ら実施する場合の事業収支と、公共施設等運営権を設定しコンセッション事業として実施する場合の県の事業収支を試算・比較し、VFM（県の財政負担軽減額）を試算した。現時点におけるVFMの試算結果は次のとおりプラス値となるため、当該事業内容を前提として、第2期事業を特定事業として選定していくことは適当と判断できる。なお、VFMの評価は特定事業の選定時（予測）と事業者選定時（実際）の2回に分けて行う予定であり、今回の試算は特定事業の選定時のVFMである。

項目	事業期間（20年間）累計の収支差額（現在価値ベース）
従来型（県直営）で実施した場合	125.0億円
コンセッションで実施した場合	120.6億円
VFM（県の財政負担軽減額）	4.4億円

- 定性的評価：PFI事業として実施することによって、空港全体としての一体的・機動的な運営の実現、空港を拠点としたにぎわいの創出、航空サービスの充実、二次交通改善・充実、DX推進、空港脱炭素化の推進といった定性的効果が期待される。

2 募集要項等の公表

県は、第2期事業の内容や前提条件のほか、民間事業者の募集及び選定に関する事項として、応募者の参加資格要件や公募手続、審査に関する事項等を定めた「第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等募集要項」（以下「募集要項」）並びに第2期事業に係る実施契約書（案）及び要求水準書（案）等（以下「募集要項等」）を令和7年2月3日に公表し、公募を開始する。また、募集要項等に関する説明会を令和7年2月18日にとりぎん文化会館において開催する（詳細は募集要項に掲載予定）。

3 優先交渉権者（運営権者）の選定・公表までの流れ（予定）

県は、次のスケジュールに沿って、今後、手続を進める予定である。

時期	主な内容（審査過程は非公開）
令和7年2月3日（月）	● 募集要項等の公表
令和7年2月18日（火）	● 募集要項等に関する説明会（場所：とりぎん文化会館）
令和7年2月26日（水）～2月28日（金）	● 募集要項等に関する質問受付（第1回）
令和7年3月26日（水）～3月28日（金）	● 募集要項等に関する質問受付（第2回）
令和7年4月11日（金）	● 募集要項等に関する質問への回答開示
令和7年4月25日（金）	● 第一次審査資料（参加表明書を含む）の提出期限
令和7年5月頃	● 第一次審査結果の通知
令和7年5月～8月頃	● 競争的対話等の実施
令和7年8月頃	● 第二次審査資料の提出期限
令和7年10月頃	● 優先交渉権者の選定・公表

4 第2期事業開始までのスケジュール（予定）

年度	主な内容
令和6年度	● 特定事業の選定、募集要項等の公表（2月3日（月））
令和7年度	● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、SPC設立（10月頃） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議（2月頃）
令和8年度	● 実施契約の締結・公表（4月頃）、業務引継期間（約1年間）
令和9年度	● 第2期事業開始（4月～）